

令和6年度第1回
よこすか地域支え合い協議会
資料 6
令和6年9月18日（水）

重層的支援体制整備事業について

横須賀市地域支え合い協議会

令和6年（2024年）9月18日
横須賀市民生局福祉こども部地域福祉課

■ 重層的支援体制整備事業の概要

理念・目的

属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することで、重層的なセーフティネットの構築を目指す

当該事業による支援対象者は、地域住民やその世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育等に関する課題や地域社会からの孤立などの地域生活課題を抱える全ての地域住民

実施に当たる基本的な理念

- ・ アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと
- ・ 本人・世帯を包括的に受け止め支えること
- ・ 本人を中心とし、本人の力を引き出す観点で行われること
- ・ 信頼関係を基盤として継続的に行われること
- ・ 地域住民のつながりや関係性づくりを行うこと

全体像（３つの支援の柱）

- ①相談支援：本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援
- ②参加支援：本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
- ③地域づくりに向けた支援：地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

■ 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業実施要綱（社会福祉法第106条の4第2項）

目的：対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する

実施主体：市町村

事業の種類：

（１）包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号のイ～ニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう）

地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業、自立相談支援事業

（２）地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号のイ～ニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう）

地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター事業、地域子育て支援拠点事業、共助の基盤づくり事業

（３）多機関協働事業等（法第106条の4第2項第2号に掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう）

参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業

■ 重層的支援体制整備事業の整理

事業名	事業	
包括的相談支援事業	・（介護）地域包括支援センター支援事業 ・障害者相談支援事業 ・利用者支援事業 ・生活困窮者自立相談支援事業 ・住居確保給付金、家計改善支援事業 ・生活困窮世帯学習支援事業	ほっとかん 「わがまちガイド」により、 事業所情報を地図上に表示、 可視化
地域づくり事業	・（介護）地域介護予防活動支援事業 ・（介護）生活支援体制整備事業 ・地域活動支援センター事業（作業所） ・地域子育て支援拠点事業 ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業	相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、 相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課 題の解きほぐしや整理を行う。 解決が難しい場合には、各支援関係機関と連 携を図りながら対応するほか、必要に応じて 適切な支援関係機関につなぐ。
多機関協働事業等 （参加支援事業）		
（アウトリーチ等を 通じた継続的支援 事業）	・食料支援事業、終活事業 ・ひきこもりを対象とした各事業 ・メール、SNS、オンライン相談支援	
（多機関協働事業）	・ほっとかんにおける相談支援	・重層的支援会議

※ 事業欄の（介護）は介護保険特別会計を示す

■ 重層事業における各事業の内容

地域づくり事業

(1) 事業の概要

既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行う。

地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する。

地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせるとともに、市町村域などのより広い圏域でもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかける。

また、多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図る。

■ 重層事業における各事業の内容

地域づくり事業

(2) 支援内容

① 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備

既存の地域づくりに関する事業に基づく拠点を包摂する事業であり、各事業において求められる運営上の基準を満たし、各事業が対象とする高齢者・障害者・子育て中の親子・生活困窮者の居場所を確保した上で、すべての地域住民を広く対象として地域における交流の場や居場所の確保を進めていくことが必要

② 個別の活動や人のコーディネート

地域の課題の掘り起こしや困りごとの解決に直結する福祉的な活動だけではなく、楽しそう、面白そうといった興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組にも着目して、多様なつながりが生まれる環境整備が図れるよう、これまで福祉制度の地域づくり施策とはつながりの薄かった、まちづくりや地方創生など他分野の取組と積極的なつながりをもつことも重要

さいごに

重層的支援体制整備事業は、市と関係者の皆様とで試行錯誤しながら作り上げていく事業です。

よこすか地域支え合い協議会の皆様の「ここが困っているの
で、こんな風にできないか」というご提案をお待ちしております

個別の事業については
ご提案の内容に応じて各事業担当課と
検討させていただくことがあります。



重層的支援体制整備事業については
ほっとかん（地域福祉課）
cbw-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp
046-822-9613